歴史公文書の利用の方法

機関名		閲覧の方法	不開示情報を含む ページの取扱い	写しの交付	写しの交付の 費用負担
利用請求権を定めている機関	国	(不開示情報を含む ページについては、そ	当該が記録されて 一ジれて公録である 一ジれるのでは の不いしる は、当情報をである は、当情報をである は、当情報を作成し、 関覧 に供する	規定あり	あり
	鳥取県				
	島根県				
	香川県				
	福岡県				
	熊本県				
検討中の機関	滋賀県				
	高知県				
	山形県(案)	原則として原本の閲覧 (不開示情報を含む ページについては、そ のページ以外を閲覧)	当該ページの不開示 情報が記録されている 部分を容易に区分して 除くことができる場合 は、当該部分の複本(不 開示情報をマスキングし たもの)を作成し、閲覧 に供する	規定あり	あり